

議案第49号

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、事務の移管に伴い関係する規定を整備するため、及び学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務の委任の範囲を改めるため改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

事務の移管に伴い関係する規定を整備するため、及び学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務の委任の範囲を改めるため改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 委任する事務から学校施設の維持保全に関する事務を削るとともに、学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務の委任の範囲を改めます。(別表第1 関係)
- (2) 図書館資料の予約の取次ぎ等に関する事務を補助執行させる職員のうち市民部市民協働推進課長を市民部市民総務課長に改めます。(別表第2 関係)
- (3) 130万円を超える学校施設の維持保全に係る工事のうち、教育委員会が指定するものの施行状況の確認、検査等の事務を総務部工事情質課長に、調査、設計、施行等の事務を財務部営繕課長に補助執行させる規定を加えます。(別表第2 関係)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部
を改正する規程

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成15年3月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
	委任する事務	委任する職員		委任する事務	委任する職員
	学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務（1件 <u>130万円</u> 以下の修繕を除く。）	財務部営繕課長		<u>（1）学校施設の維持保全に関する事務（修繕及び1件40万円以下の工事を除く。）</u> <u>（2）学校以外の教育機関の施設の維持保全に関する事務（1件40万円以下の修繕を除く。）</u>	財務部営繕課長
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
	補助執行させる事務	補助執行させる職員		補助執行させる事務	補助執行させる職員
	略	略		略	略
3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	<u>市民部市民総務課長</u> 、市民部市民課長、市民部南市民センター長、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長	3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	<u>市民部市民協働推進課長</u> 、市民部市民課長、市民部南市民センター長、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長
	略	略		略	略
6	<u>学校施設の維持保全に係る工事（1件130万円を超える工事で委員会</u> が指定するものに	<u>総務部工物品質課長</u>			

	<u>限る。次項において同じ。）の設計 <u>図書の調整、施行 状況の確認及び検 査に関すること。</u></u>	
7	<u>学校施設の維持保 全に係る工事の調 査、設計、施行及 び監督に関するこ と。</u>	<u>財務部営繕課長</u>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。